

# やまと得々に情報

第332号 2024年 3月 1日



## 大和木材株式会社

〒891-1104 鹿児島市油須木町1299-1番地

Tel 099-245-7048 Fax 099-245-7058

URL ; <https://www.yatomokuzai.co.jp>

Eメール ; yamato-kk@po.synapse.ne.jp

### 4号特例縮小への対策講習会が開催されました

先月号(331号)でお知らせしました「4号特例改正への対策講習会」に参加しました。講師はカスタムハウジング(株)常務取締役の衛藤浩平氏で構造計算のスペシャリストでコシイプレザービング(株)のHGSシステム加工の際、構造計算をお願いしている。

来年4月から4号建築物が新2号建築物と、新3号建築物に区分されることは既にご紹介しておりますが、平屋で200㎡以内の住宅(新3号建築物)を都市計画区域外に建築する時のみ、検査省略制度(4号特例)が適用されます。この場合のみ、壁量計算の審査は行われません。又、200~300㎡の平屋及び300㎡以下の1、2階建築物は壁量検査の審査が行われますのでその根拠となる計算書が必要になります。3階建建築物と300㎡超の1、2階建築物は全て許容応力度計算(ルート1)の計算資料が必要です。

又、同時期に施行されるエネルギー基準変更に伴い、ZEH水準等の省エネ性能の高い木造建築物等の、壁・柱の構造基準(壁量計算・柱の小径)が見直されます。現行では「重い屋根」「軽い屋根」の区分に応じて必要壁量・柱の小径を算定していますが、壁量基準は ①建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定 ②存在壁量に腰壁、垂れ壁等を考慮できる ③壁倍率の上限を撤廃し、壁倍率5倍以上を超えるものも使用できる ④構造計算による場合は壁量計算は不要。柱の小径基準は ①建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、柱の小径を算定 ②小径別の柱の負担可能な床面積を算定。設計者や審査員の負担を軽減する為に、(公財)日本住宅・木材技術センターでは設計支援ツール(案)の①表計算ツール、②早見表を作成してホームページ(<https://howtec.or.jp/publics/index/411/>)で、公開している。住宅の諸元(太陽光発電設備の有無や屋根・外壁の仕様、床面積、階高、等)を入力すれば算出できる。表計算ツールや早見表の使い方などの説明もありました。

#### 【情報】

第16回ひらさ・北郷桜まつりが開催されます！

日時 3月30日(土)11:00~16:00

場所 薩摩川内市平佐城広場(ドラッグコスモス横)

内容 \*東川隆太郎氏講演  
\*歴史甲冑寸劇「北郷三久・平佐入城」  
(キッチンカー他・多数出展あり)

#### 【定休日】

3月は2, 3, 9, 10, 16, 17, 23, 24, 31日

4月は6, 7, 13, 14, 20, 21, 27, 28日(暫定)となります

宜しくお願いします

ひらさ・北郷桜まつり

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)